

厚生労働省
東京労働局発表
平成25年5月10日

担当
東京労働局 労働基準部 監督課
監督課長 岡田 直樹
主任監察監督官 本間 裕之
電話 03 - 3512 - 1612

平成24年賃金不払(申告事件)の処理状況の概要 前年から件数は減るも、対象労働者数・金額は増加

<東京労働局における平成24年賃金不払(申告事件)概要>

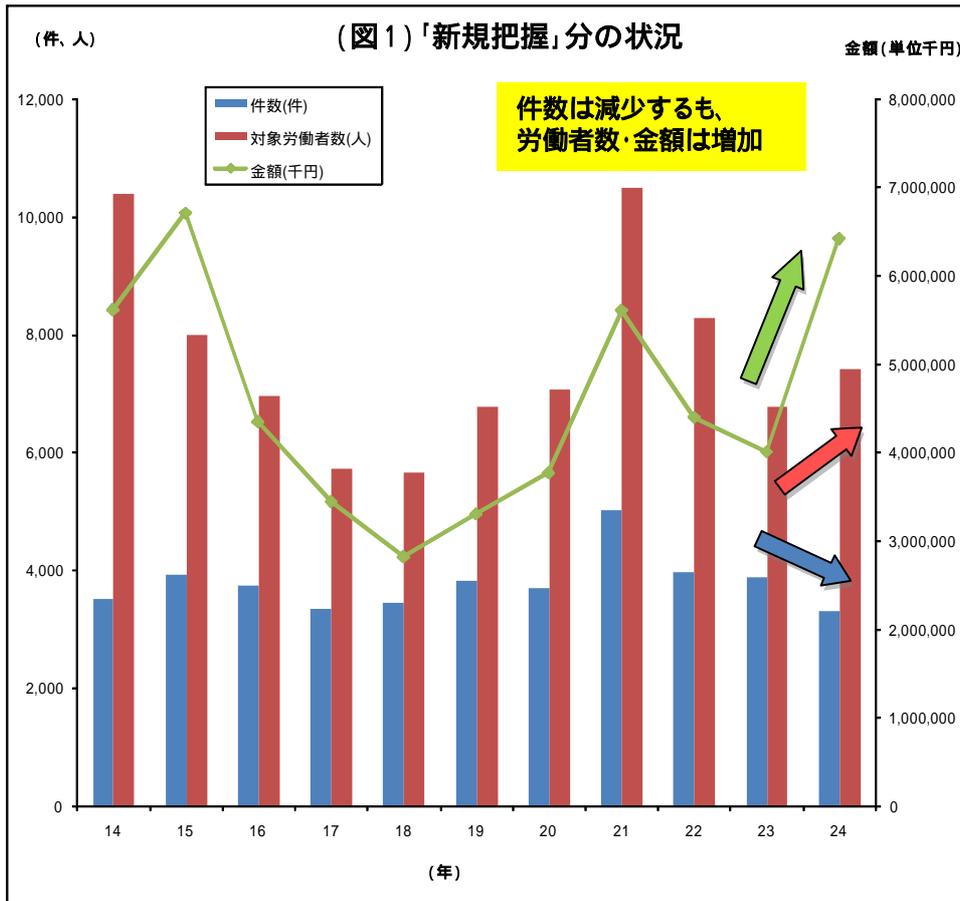
不払事案件数	3,322件	(対前年比	580件	14.9%)
対象労働者数	7,418人	(対前年比	+632人	+9.3%)
対象不払金額	64億2,398万円	(対前年比	+24億1,564万円	+60.3%)

- 平成24年に受理した申告事件のうち賃金不払事案は、件数こそ前年比で減少しているものの、対象労働者数・金額は増加しているため、1件当たり・1人当たりの不払額が増加傾向にある。特に1人当たりの不払額については86万6千円と、過去10年で最も高い水準となっている。【グラフ1・表1】
- 業種別(その他事業を除く)では、件数・対象労働者数・金額のいずれにおいても商業(小売店等) 接客娯楽業(飲食店等) 建設業の順に高い水準となった。【表2】
- 平成24年に終了した事案のうち、労働基準監督署における指導 未払賃金立替払制度により解決・救済された労働者は4,378人、金額は20億8,112万円である。【表3】
 { によるもの 件数 1,441件、対象労働者 2,110人、金額 8億5,873万円
 { によるもの 企業数 335件、対象労働者 2,268人、金額 12億2,239万円
- 東京労働局では、重大・悪質な賃金不払事案については、労働基準法違反被疑事件として司法処分に付することとしており、平成24年の賃金不払事案の送検件数は、総送検件数(63件)のうち、24%の11件であった。
- 大型賃金不払事案(不払額1,000万円以上または対象労働者50人以上)は、13件であった。【表4・5】

(注1)「申告」とは、労働者から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令に係る違反事実の通告がなされることをいい、同通告を受けた労働基準監督機関は、事業場への臨検等により違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には、事業主にその是正を勧告し、改善させることにより労働者の救済を図ることをいう。

(注2)未払賃金立替払制度は、企業の倒産等のために賃金が支払われなまま退職した労働者に対して、一定の条件を見たす場合にその未払賃金の一定範囲について事業主に代わって政府が支払う制度。労働基準監督署においては、破産等法律上の手続がとられていない中小企業に係る事実上の倒産について、未払賃金立替払制度の適用手続を行っている。

(グラフ1) 賃金不払事案の件数、労働者数、金額の状況



(表1) 賃金不払事案の件数、労働者数、金額の状況・推移

年	「新規把握」分					「取り扱った」もの()			署指導により解決したもの		
	件数(件)	1件当たり不払額(千円)	対象労働者数(人)	労働者1人当たり不払額(千円)	金額(千円)	件数(件)	対象労働者数(人)	金額(千円)	件数(件)	対象労働者数(人)	金額(千円)
15	3,925	1,710	7,993	840	6,710,444	4,549	9,496	8,269,160	1,604	3,114	1,309,184
16	3,741	1,162	6,964	624	4,347,708	4,327	8,131	5,167,282	1,799	2,924	1,599,743
17	3,361	1,024	5,729	601	3,441,828	3,914	6,888	4,086,618	1,551	1,959	1,127,110
18	3,453	816	5,666	497	2,818,772	3,914	6,360	3,128,045	1,715	2,662	922,078
19	3,833	861	6,786	486	3,300,898	4,327	7,553	3,836,458	1,803	2,676	977,673
20	3,699	1,020	7,079	533	3,772,037	4,242	8,059	4,272,563	1,809	2,641	760,224
21	5,026	1,116	10,506	534	5,607,901	5,507	11,390	6,137,395	2,205	3,453	1,400,994
22	3,970	1,108	8,299	530	4,397,825	4,723	11,390	5,674,613	1,722	2,555	1,141,015
23	3,902	1,027	6,786	591	4,008,336	4,478	8,093	4,716,821	1,636	3,159	1,122,167
24	3,322	1,934	7,418	866	6,423,978	3,770	8,489	7,117,788	1,441	2,110	858,729

過去10年で最高

「取り扱った」ものとは、当年新規把握と前年に把握し処理を当年まで継続した事案の合算。

(表2) 賃金不払事案の業種別の内訳

	件数(件)			対象労働者数(人)			金額(千円)		
	平成23年	平成24年	増減率(%)	平成23年	平成24年	増減率(%)	平成23年	平成24年	増減率(%)
製造業	194	173	10.8	504	407	19.2	638,376	269,082	57.8
鉱業	1	0	-	1	0	-	1,360	0	-
建設業	406	409	0.7	1,008	717	28.9	538,632	583,426	8.3
運輸交通業	122	130	6.6	302	319	5.6	118,707	125,207	5.5
貨物取扱業	11	10	9.1	66	11	83.3	51,839	3,089	94.0
工業的業種計	734	722	1.6	1,881	1,454	22.7	1,348,914	980,804	27.3
農林業	1	1	0.0	1	1	0.0	36	40	11.1
畜産・水産業	1	0	-	1	0	-	71	0	-
商業	795	685	13.8	1,098	1,308	19.1	694,068	3,010,936	333.8
金融・広告業	189	163	13.8	279	221	20.8	260,494	98,872	62.0
映画・演劇業	35	15	57.1	49	73	49.0	43,002	93,097	116.5
通信業	13	14	7.7	14	34	142.9	4,415	16,913	283.1
教育・研究業	171	138	19.3	243	184	24.3	267,017	167,032	37.4
保健衛生業	142	173	21.8	513	216	57.9	242,830	95,010	60.9
接客娯楽業	821	645	21.4	1,121	1,150	2.6	475,543	976,122	105.3
清掃・と畜業	117	78	33.3	123	116	5.7	39,974	46,403	16.1
その他の事業	883	688	22.1	1,463	2,661	81.9	631,972	938,749	48.5
非工業的業種計	3,168	2,600	17.9	4,905	5,964	21.6	2,659,422	5,443,174	104.7
合計	3,902	3,322	14.9	6,786	7,418	9.3	4,008,336	6,423,978	60.3

増減率(単位%)については、小数点第2位を四捨五入して算出。は減少していることを示す。

(表3) 賃金不払事案の労働基準監督署における処理状況ならびに解決・救済されたものの状況

	平成24年に取り扱ったもの			平成24年の処理結果		完結したうち解決・救済されたもの			処理が完結したものに對する割合(%)
	平成23年からの繰越	平成24年新規把握	合計	完結せずに平成25年へ繰越	平成24年に処理が完結	労働基準監督署の指導により解決	未払賃金立替払制度の適用による救済	合計	
件数	448	3,322	3,770	422	3,348	1,441	335	1,776	53%
対象労働者	1,071	7,418	8,489	861	7,628	2,110	2,268	4,378	57%
金額(千円)	693,810	6,423,978	7,117,788	969,244	6,148,544	858,729	1,222,390	2,081,119	34%

(表4) 大型賃金不払事案()13件のうち、労働基準監督署の指導により解決した金額の大きな事案上位4件について

業種	事案概要	対象労働者	解決額
情報処理 サービス業	みなし残業時間手当を支給を理由に、時間外・休日・深夜労働の割増賃金が不足しており、労働基準監督署が指導を行った結果、過去約1年間分を遡及して不足分が支払われたもの。	5,659人 (のべ人数)	2億6,373万円
旅館業	出勤・退勤時刻が正確に把握されておらず、時間外・休日・深夜労働の割増賃金が不足しており、労働基準監督署が指導を行った結果、過去約1年間分を遡及して不足分が支払われたもの。	276人	1億9,641万円
その他の事業 (娯楽施設経営)	経営不振を理由に、過去約2年間分の賃金の一部が未払いとなっており、労働基準監督署が指導を行った結果、遡及して不足分が支払われたもの。	74人	1,881万円
教育研究業	時間外労働の割増賃金が不足しており、労働基準監督署が指導を行った結果、過去約2年間分を遡及して不足分が支払われたもの。	18人	1,712万円

賃金不払額 1,000 万円以上または対象労働者 50 人以上の事案を指す。

(表5) 大型賃金不払事案()13件のうち、経営不振から倒産となり、労働基準監督署の処理により未払賃金立替払制度による救済が図られたものの中で金額の大きな事案上位3件について

業種	対象労働者	救済額
その他の小売業 (スポーツ用品販売)	19人	2,465万円
情報処理 サービス業	5人	1,161万円
その他の事業 (道路関連施設でのサービス)	11人	1,000万円

賃金不払額 1,000 万円以上または対象労働者 50 人以上の事案を指す。